

二級・木造建築士登録申請のご案内

平成21年12月1日より、社団法人長崎県建築士会は建築士法に基づく長崎県指定登録機関の指定(平成21年11月24日付け)を受け、免許登録等の業務を行います。

長崎県登録の二級・木造建築士の登録は、現在居住地にかかわらず、長崎県建築士会で手続きを行って下さい。

1.申請場所

〒850-0036

長崎市五島町5-34 トーカンマンション713号 (社)長崎県建築士会

TEL:095-828-0753 FAX:095-827-7007

2.申請受付時間

午前9時から午後5時まで(但し12時から13時を除く)

休日:①土曜日・日曜日 ②国民の祝日 ③年未年始(12月28日から1月4日まで)

3.申請手数料

免許登録申請(新規) ¥18,000

※手数料は(社)長崎県建築士会「二級・木造建築士登録等事務規定」により、士会の指定する払込取扱票により前納をお願い致します。★建築士会で配布する申請書には同封しています。

※郵便局に備付の払込取扱票にて振込することも可能です。
受領書原本を申請書に貼付すること。

口座記号番号 01810-2 16353

加入者名 社団法人長崎県建築士会

4.申請方法

下記の必要書類を準備の上、原則本人が申請にお越し下さい。

やむを得ない場合は、免許証明書交付時に本人にお越しいただくことを条件に郵送(簡易書留)申請も受付致します。また、申請書に貼付する写真は、そのまま免許証明書に使用しますので、**写りが良いもの**を貼付して下さい。

※	申請書を郵送した場合	免許証明書交付は長崎県建築士会事務局で受取のこと
	申請書を持参した場合	免許証明書交付は郵送交付(有料)ができる(希望者のみ)

<必要書類等> 長崎県建築士会で配布します。また長崎県建築士会HPより書式はダウンロードできます。

	申請書等	様式・注意事項
1	二級・木造建築士免許申請	第1号様式
2	戸籍謄本又は抄本	発行の日から3ヶ月以内のもの(原本)
3	合格通知書	窓口で提示(郵送申請の場合は写しを添付)
4	申請手数料 18,000円	振替払込受付証明書(お客さま用)を申請書裏面に貼付して下さい。 ※郵便局に備付の払込取扱票を使用した場合には受領書の原本を貼付して下さい。
5	・二級建築士住所等の届出 ・木造建築士住所等の届出	第2号様式の1 第2号様式の2
6	登記されていないことの証明書	下記※1参照 法務局に交付申請して下さい。
7	建築士免許証明書写真票	別記様式
8	本人の身分証明書(運転免許証等)	郵送の場合は写しを添付 ※郵送申請した場合は、免許証明書交付時に提示すること

※1「登記されていないことの証明書」とは、建築士法第7条第2号に規定する欠格事由(成年被後見人又は被保佐人)に該当していない事を証明するものです。